

令和6年度青森市地方就職学生支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち別表に規定する条件不利地域を除いた地域（以下「東京圏」という。）の大学を卒業し、青森県内に所在する企業に就業するため本市に移住する意思を有する者に対し、当該年度の予算の範囲内で地方就職学生支援金（以下「学生支援金」という。）を交付することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 学生支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学（原則として4年以上の期間在学し、又は在学する見込みであるものに限る。）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して居住していること。

イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 青森県内に所在する企業に就職することが内定（令和6年10月1日以後の内定に限る。）していること。

(イ) 卒業後に（ア）に規定する企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市税に未納の額がないこと。

(エ) 青森県及び本市が学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる就業先に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 次に掲げる就業条件等に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 勤務地限定型社員（勤務地が市内又は本市からの通勤が可能な地域である社員をいう。）としての採用予定であること。

(学生支援金の額)

第3条 学生支援金の額は、前条第1号イ（ア）に規定する内定に係る東京圏と選考面接等の会場（市内に所在する会場に限る。）との間の往復（令和6年6月1日以後の往復に限る。）1回に要した交通費の2分の1の額又は1万7,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 学生支援金の交付を受けようとする者は、令和6年12月27日までに、令和6年度青森市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)に第2条の要件に該当することを証する書類として、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) 内定証明書(様式第2号)
- (3) 大学卒業年度の居住地が分かる住民票
- (4) 在学証明書
- (5) 交通費の領収書
- (6) 個人情報確認同意書(様式第3号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を、市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、学生支援金の交付の可否の決定及び当該学生支援金の額を確定し、令和6年度青森市地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(学生支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)から令和6年度青森市地方就職学生支援金交付請求書(様式第5号)の提出があったときは、当該請求に基づき学生支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第7条 申請者は、学生支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、令和6年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願(様式第6号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和6年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書[再交付](様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、学生支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第10条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、令和6年度青森市地方就職学生支援金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて学生支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合

- (2) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 申請から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
 - (4) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。）
 - (5) 転入日から5年を経過する日までの間に本市から転出した場合
- 2 前項の規定による学生支援金の返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次に掲げる場合 全額
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 学生支援金の申請日から1年に達する日の前日までの間に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - ウ 学生支援金の申請日から1年に達する日の前日までの間に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
 - エ 就業日から1年に達する日の前日までの間に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - オ 転入日から3年に達する日の前日までの間に本市から転出した場合
 - (2) 転入日から3年を経過した日から5年に達する日までの間に本市から転出した場合 半額

（返還の免除）

- 第11条 学生支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った要因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職学生支援金返還免除申請書（様式10号）及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、返還免除の可否について地方就職学生支援金返還免除協議書（様式第11号）により青森県に協議するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項の青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除に係る決定内容を学生支援金返還免除承認通知書（様式第12号）又は学生支援金返還免除不承認通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

- 第12条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し通知するものとする。
- 2 青森県内の他市町村から学生支援金の交付を受けた者が当該他市町村から本市に転入し、その後青森県外に転出した場合は、学生支援金の支給市町村に対してその旨を通知するものとする。
- 3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

（取扱方法）

- 第13条 この要綱及び青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）に定めるもののほか、学生支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

別表（第1条関係）

| 都県名 | 条件不利地域 |
|------|---|
| 東京都 | 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| 埼玉県 | 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町 |
| 千葉県 | 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 |
| 神奈川県 | 山北町、真鶴町、清川村 |